資料１

大分県中小企業活性化条例推進委員会設置要綱

（名　称）
第1条　この委員会は、『大分県中小企業活性化条例推進委員会』（以下「委員会」という。）と称する。

（目　的）
第2条　委員会は、「大分県中小企業活性化条例」（平成29年12月22日条例第41号）第3条第3項及び第19条の規定に基づき、県からの情報提供及び各関係機関同士の情報共有を図るとともに、中小企業をはじめ関係者から意見を聴取する場等で出された意見及び提言を踏まえ、中小企業振興に係る意見交換等を行うことを目的とする。

（組　織）
第3条　委員会は、委員長及び委員20人以内で組織する。
２　委員長は、委員の互選によって定める。
３　委員は別表のとおりとし、商工観光労働部長が委嘱する。
４　委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。
５　委員は再任することができる。

（会　議）
第4条　委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。
２　委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。
３　委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（庶　務）
第5条　委員会の庶務は、大分県商工観光労働部商工観光労働企画課に置き、運営に係る事務を担当する。

（雑　則）
第6条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則
この要綱は、平成25年8月7日から施行する。
附　則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。（平成31年4月1日一部改正）